

## 受検申請に当たっての留意事項

令和3年12月1日  
埼玉県職業能力開発協会

### 1 外国人技能実習機構サイトへの受検者情報の登録時期について

埼玉県職業能力開発協会では、技能検定試験が実習実施期間内に計画的に行われ、監理団体の方が受検後の技能実習生に係る各種手続きを円滑に進められるようにすることを目的として、以下のルールのご遵守をお願いしております。実習実施期間内に試験日の設定ができない場合があるため、漏れのないよう十分に御注意ください。

- 1号修了の6か月前迄の外国人技能実習機構サイトへの受検者情報の登録及び承認
- 2(3)号修了の12か月前までの外国人技能実習機構サイトへの受検者情報の登録及び承認

### 2 申請内容の変更及び取消しについて

受検申請書を提出し、尚且つ受検手数料の払込をした後であっても、当協会が監理団体宛てに受検票を発送(※1)する前であれば、申請内容の変更及び申請取消しに応じます。

一方、受検票の発送後は、いかなる理由であっても申請内容の変更及び取消しには応じられません。

また、受検票の発送後に、指定された試験日時に受検ができない場合(※2)は、改めて受検申請書の提出並びに受検手数料の払込をしていただく必要があります。

なお、申請内容の変更とは、下記の項目を指します。

- 受検科目(学科実技両方もしくは実技のみ)
- 試験日時
- 試験会場(集合試験方式の場合を除く)

### 3 受検手数料の返金について

当協会が監理団体宛てに受検票を発送する前であれば、申請取消しに伴う受検手数料の返金に応じます。ただし、返金に伴う振込手数料は、受検者側負担とします。

一方、受検票の発送後は、いかなる理由であっても受検手数料の返金には応じられません。

(※1)「受検票発送時期」は以下のとおり

- 監理団体別マイページ上の当該案件の「受検申請完了期日」以降、速やかに発送する。なお、試験日が近い案件においては、「受検申請完了期日」を待たずに発送する場合がある。

(※2)「受検ができない場合」の代表的な事例は以下のとおり

- 指定された試験日時に受検者が試験会場に現れない場合(急な仕事による不受検、交通事情による遅刻での不受検等)。
- 指定された試験日時に実技試験問題及び実施要領で定められた試験環境(設備・工具・材料)が整っておらず、実技試験が成立しないと技能検定委員が判断した場合。